令和８年度の除排雪計画について

【１】今冬の除排雪作業に係る主な取組

（１）バス路線や主要通学路等を優先した除排雪作業の継続《一部変更あり》

1)バス路線や主要通学路の安全確保
　バス路線の安全で円滑な通行の確保と、小学校の3学期始業式に合わせた除排雪対応として、積雪の多少にかかわらず、12月下旬から早期に除排雪や道路拡幅作業を実施し、道路幅員および歩行空間の確保に努める。

2)まちなかの暮らしと観光に配慮した除排雪　:10路線、延長6,390m
・除雪機械による歩車道の作業のほか、人力除雪班による、本通線、本通第2線、浅草線、中央通線の段差解消及び砂散布作業を行う。
・駅前広場の雪山については、雪山が大きくなる前にこまめな排雪を実施する。
・中央通線等については春先に砂まじりの雪が残らないよう、融雪期にも排雪を行う。
・山の上線の歩行空間を確保するため、ハンドガイド除雪機による歩道除雪の継続。

3)宿泊税充当事業
・堺町本通などの歩道の人力による段差解消と砂散布を行う「観光地周辺歩道の段差解消 」。
・小樽雪あかりの路の開催前に実施する「中央通線・本通線・運河通線の排雪 」。

（２）適正な除排雪執行への取組《一部変更あり》

1)除排雪作業の適切な執行管理の継続(除雪出動や適切な排雪作業の管理)

2)道路への雪出しは、交通渋滞や交通事故へつながる危険性があり、車両通行に支障をきたすことから、悪質な雪出しについては、動体検知カメラを設置し、警察との連携を強化して対応を行う。

（３）除雪対策本部の設置《変更なし》

○ 令和8年11月1日　～　令和9年3月31日

（４）貸出ダンプ制度の運用《変更なし》

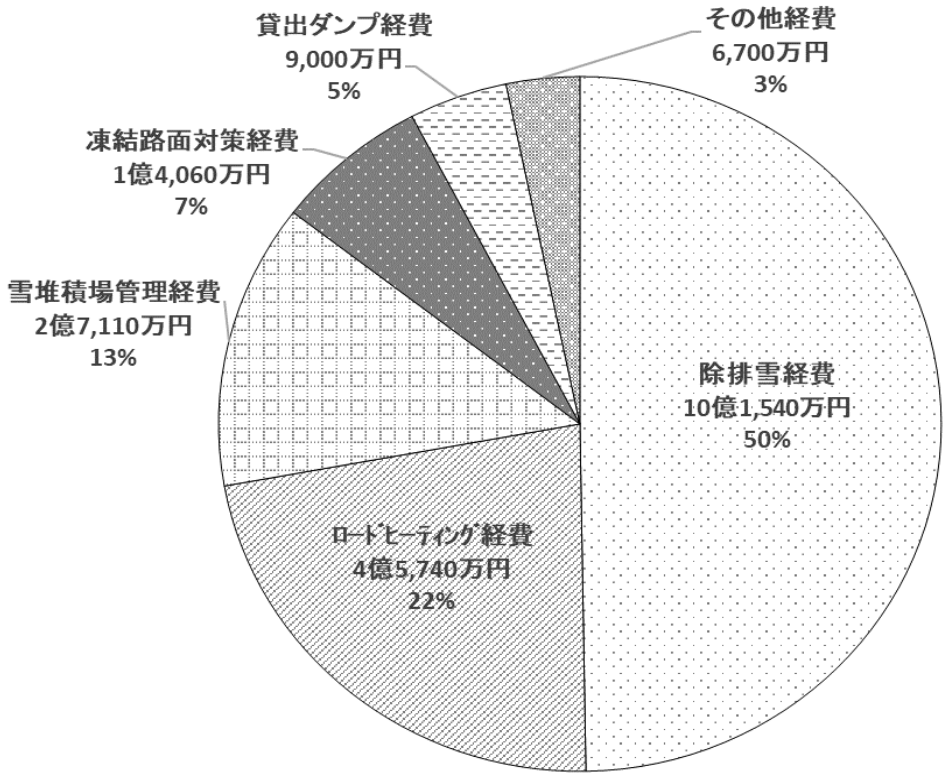
○ 実施期間　令和9年1月13日～3月13日

（５）冬期直営班の確保《一部変更あり》

地域総合除雪の受託者での対応が困難な、日中の人力による段差解消や砂散布作業を必要なタイミングで実施できる体制を確保。

○ 実施期間(予定)　令和8年12月11日～3月31日

【２】除雪予算（当初） 約20億4,150万円



除排雪経費　　：除排雪作業に要する費用
ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ経費　：ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ稼動に係る電気代等の費用
雪堆積場管理経費　：雪堆積場の管理に要する費用
凍結路面対策経費　：砂散布等に係る材料・作業に要する費用
貸出ダンプ経費　　：ダンプトラック借上げに要する費用
その他経費　　：除雪車両の点検修理等に要する費用

【３】雪処理場等の開設

（１）道路管理者および市民が利用する雪堆積場等《変更なし》

① 中央ふ頭基部　② 幸１丁目　③ 望洋シャンツェ駐車場　④ 祝津豊井浜　⑤ 銭函浄水場
⑥ 銭函４丁目（状況に応じて開設）

（２）道路管理者のみが利用する雪堆積場《一部変更あり》

① 寅吉沢　② 長橋１丁目　③ 塩谷２丁目　④ 蘭島１丁目　⑤ 旧塩谷中学校　⑥ からまつ公園
⑦ 旧天神小学校　⑧ 旧小樽聾学校　⑨ 緑小学校跡地　⑩ 有幌物揚場　⑪ 松ヶ枝１丁目
⑫ 銭函３丁目　⑬ 天神２丁目（奥沢資材倉庫）

（３）中規模雪堆積場の確保《変更なし》

① 松ヶ枝１丁目　② 蘭島１丁目　③ 銭函３丁目
・引き続き市内中心部における中規模雪堆積場確保に向けた取り組みを実施